

さいたま市図書館における広告付きマット設置事業者 募集要項

1 趣旨

さいたま市図書館（以下、「図書館」という。）に広告付きのフロアマット（以下、「マット」という。）を設置する事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 目的

図書館にマットを設置することにより、来館者の利便性の向上を図るとともに、マットに広告を掲載することで、市の歳入確保や地域経済の活性化等を図るものです。

3 事業内容

- (1) 事業者は、さいたま市財産規則（平成 13 年 5 月 1 日規則第 68 号）に規定する行政財産の使用許可（以下、目的外使用許可）を得た上で、別紙「さいたま市図書館における広告付きマット設置事業特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）」に定める場所のいずれか、または全てに設置期間中、無償でマットを設置します。
- (2) 事業者は、マットに広告を掲載することができます。
- (3) 事業者は、行政財産の使用料（以下、目的外使用料）を市に支払います。

4 マットの設置・仕様について

- (1) 事業者は、マットの設置にあたっては、来館者の安全、利便性の向上、図書館の維持管理、及び災害時の避難誘導、並びに撤去の際に原状回復ができるよう、設置方法等に配慮することとします。
- (2) マットの仕様については、項番（1）の基準が満たされるものとし、市と事業者で事前に協議することとします。
- (3) マットの設置、撤去、維持管理等に関する作業は、事業者の希望日時を事前に調整したうえ、市が指定する日時に事業者が行うこととします。
- (4) 市の合理的な理由により、マットの移動及び撤去等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従うこととします。なお、当該指示に従うことにより生じる経費は事業者の負担とします。
- (5) マットのデザイン、制作、設置、維持管理、撤去及びその他一切の経費に係る費用は事業者の負担とします。

5 目的外使用料

マット設置場所について市から目的外使用許可を得た事業者は、広告を掲載するマットを図書館に設置する対価として、目的外使用料を市に支払うこととします。

また、事業者は目的外使用料を市が発行する納入通知書により、指定する期日までに

全額納入することとします。

その他、マットの設置場所に応じて、火災等による損害のために付している建物総合保険料を負担していただきます。

6 マット設置期間

設置期間は1月単位、12か月以内とし、年度を跨がないものとします。

なお、工事等による臨時休館期間はマットを設置することはできません。

7 マットの維持管理等について

- (1) 事業者は、マットの状態が適正に維持されるように努めるものとします。
- (2) 事業者は、来館者に快適な環境を提供できるよう、4週間に1回以上、マットの定期交換を行うこととします。ただし、急を要する場合は、別途協議の上、速やかにマットの交換等を行うこととします。
- (3) 事業者は、マットの毀損及び汚損又は不測の事態が生じた場合等は、速やかに復旧されるよう最適な措置を取ることとします。
- (4) 事業者は、設置したマットにより来館者等に危険を生じさせることのないように安全に配慮することとします。また、市は事業者に対し、このことについて助言又は指導を行うことができます。

8 広告掲載について

- (1) 広告の広告主及び広告内容について「さいたま市広告掲載要綱」、「さいたま市広告掲載基準」及び「さいたま市教育委員会所管の印刷物及びホームページにおける広告掲載の取扱いについて」を遵守するとともに事前に市の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲載できません。
- (2) 事業者は、広告内容について審査を受けるため、掲載する広告のデータ等必要な資料を市が定める期限までに提出することとします。
- (3) 市及び事業者は、広告主及び広告内容について図書館の公共性、美観及び来館者への影響に最大限に配慮することとします。なお、施設管理者が特に不相当と認めたものについては広告掲載を行えません。
- (4) 市は、広告の内容・デザイン等が「さいたま市広告掲載要綱」、「さいたま市広告掲載基準」及び「さいたま市教育委員会所管の印刷物及びホームページにおける広告掲載の取扱いについて」に違反しているとき又は図書館で掲載する広告としてふさわしくないと市が合理的な理由により判断したときは、いつでも事業者に対して広告の内容等の修正を求めることができ、事業者はこれに従うこととします。
- (5) 項番(1)から(4)までの修正にかかる費用については、事業者の負担とします。

9 広告内容についての責任

(1) 事業者は、広告の内容については、以下に定める事項を遵守することとします。

ア 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負いません。

イ 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関する財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証することとします。

ウ 市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負いません。

エ 広告物の内容等により市が受けた全ての損害については、事業者が賠償するものとします。

10 マットの設置に係る第三者の損害・紛争について

(1) マットの設置によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、以下に定めるとおりとします。

ア 当該損害が市の責に帰すべき事由により生じたときは、市が自らの責任と負担をもって解決することとします。

イ 当該損害が事業者の責に帰すべき事由により生じたときは、事業者が自らの責任と負担をもって解決します。

(2) その他、マットの設置について第三者との間で生じた紛争については、市と事業者が協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとします。

11 マットの一時撤去等及び原状回復について

(1) 市は、以下に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、事業者にマットの一時撤去等を指示することができ、事業者はこの指示に従うこととします。

ア 市の指定する期日までにマット設置料の納付がないとき。

イ 事業者が、法令又は本契約の内容に違反したとき。

ウ 広告主又は広告内容が、法令又は「さいたま市広告掲載要綱」、「さいたま市広告掲載基準」及び「さいたま市教育委員会所管の印刷物及びホームページにおける広告掲載の取扱いについて」に違反したとき。

エ その他、有料広告事業を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると、市が判断したとき。

(2) 目的外使用許可が取り消された場合は、事業者は速やかに原状回復することとします。

(3) 項番(1)及び(2)に係る一時撤去及びその再開にかかる費用は、事業者の負担とします。

12 権利義務の制限等について

事業者は、本契約から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、転貸、継承、担保提供することはできません。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

13 著作権等について

(1) 事業者は、マットの制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこととします。

(2) 設置されているマットに掲載されている写真や画像データを市が行政目的のために作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めることとします。

ただし、広告主又は第三者の権利を侵害又はそのおそれがある場合はこの限りではありません。

14 申込方法

下記連絡先に別添の「さいたま市図書館における広告付きマット設置事業申込書」を持参または送付してください。

申込み期限はマット設置希望月の前々月の25日17時まで(25日が土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合、その直前の平日)とし、申込書の先着順により事業者を決定するものとします。同日の申込みがあった場合は中央図書館管理課による抽選により事業者を決定します。

15 連絡先

さいたま市中央図書館 管理課 企画・調査係

〒330-0055

さいたま市浦和区東高砂町1-1-1

電話番号 048-871-2176

FAX 番号 048-884-5500

電子メールアドレス chuo-lib-kanri@city.saitama.lg.jp